

内閣総理大臣が変更認定

～第2期中心市街地活性化基本計画の変更～

要約すると

- 官民連携による事業展開により駅周辺が活性化
- 更なる“志太榛原地域の生活・交流都心づくり”に向け13事業を追加
- 第3期中心市街地活性化基本計画は来年3月認定を目指す

中心市街地活性化法に基づき、10月20日に申請していた「第2期中心市街地活性化基本計画」(平成25年3月認定)の変更計画が11月28日、内閣総理大臣に認定されました。

平成25年度から5カ年をかけて取り組んでいる第2期中心市街地活性化基本計画は、今年度が最終年度となります。官民連携により、計画に位置づけた様々な事業を展開したことで駅周辺の活性化が着実に進み、計画の目標指標(エリア内の居住人口・従業者数・歩行者通行量)においては、平成28年度末、すべての目標指標が過去最高値を記録しました。今回の第6回変更では、更に“志太榛原地域の生活・交流都心づくり”を推進するため、13事業の追加、支援措置の変更等による4事業の記載内容の変更を行ったものです。

具体的な変更内容は、B i V i 藤枝内へ整備された静岡産業大学駅前キャンパス・藤枝市産学官連携推進センター活動交流促進事業をはじめ、市の先駆的な取り組みであるICTを活かした藤枝クラウドソーシング運営事業、田沼一丁目3地区マンション整備事業、街なかシェアサイクル構築事業などを追加したものです。

また、現在策定中の第3期中心市街地活性化基本計画は、計画案のパブリックコメントを終了し、平成30年1月の内閣府への申請、3月の内閣総理大臣認定に向け、関係機関との最終調整に取り組んでいます。



静岡産業大学駅前キャンパス・藤枝市産学官連携推進センター

藤枝市中心市街地活性化推進課

賑わいと暮らしを創る「コンパクトシティ+ネットワーク」を目指します